

「(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」 に対する浜田市長意見について

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、島根県浜田市及び益田市の行政界付近において、最大で総出力約 57,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連携への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー普及の観点からは望ましいものである。また、浜田市が策定している第 2 次浜田市総合振興計画においても再生可能エネルギーの導入促進を主要施策として掲げており、本事業がその施策推進に寄与するものと認識できるものである。

しかしながら、再生可能エネルギー施策を推進していく上においては、本事業に対する住民理解と合意が必須であることを前提とし、以下、意見を述べる。

事業実施想定区域とその周辺には、住居及び既設の風力発電設備等が存在することから、風力発電設備等の設置位置次第では、騒音等、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場等について、累積的な環境への影響も懸念される。本事業計画の検討に当たっては、地域住民等との合意形成に努め、以下の措置を適切に講ずるとともに、配置の検討をしていただきたい。

1 対象事業実施区域の設定について

(1) 対象事業区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。

2 各論

(1) 騒音、振動及び低周波音等について

事業実施想定区域とその周辺には、住居及びその他環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音や振動、低周波音、風車の影による環境影響が懸念される。とりわけ、現在、稼働中である同事業者の風力発電設備と当該事業計画において配置予定の風車位置によっては、集落の周囲を風車を取り囲む状況が想定されることも踏まえ、風力発電設備の位置等の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映し、住居等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水生生物について

事業実施想定区域とその周辺には、二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、絶滅危惧種であるゴギを始め、多数の希少な水生生物等が多く生息・育成している。また、第5種共同漁業権を有する周布川漁協がアユやヤマメなどの稚魚の放流を実施しているが、既に稼働している弥畝山の風力発電設備等の設置工事時には砂泥、礫等の河川流入により育成に大きな影響を受けた経緯があった。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、沢筋や河川区域から距離を十分確保することに加え、雨水排水対策も十分に検討すること。また、現在稼働中である同事業者の風力発電設備より大型の設備が導入されるため、基礎工事等においても土工量の増加が予想されることから、工事实施等の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えるよう十分な検討・対策を講じることにより、重要な水生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響について

事業実施想定区域とその周辺地域では、伏流水を上水道の飲用及び農業用水として取水している。土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類が比較的検出されやすい地域となっていることから、工事实施時の土砂及び濁水の発生、土地の改変等に伴う発生土が、河川及び地下水などの水環境に影響を与えることが懸念される。そのため、風力発電設備搬入に当たっての道路拡幅工事や風力発電設備等の配置に係る工事等の実施時には、事前に地質や地形の調査を行い、直近の降雨時データに基づく緑化対策や排水対策を施し、土砂や濁水の流出防止に万全を期すこと。また、残土については、適切な処理計画のもとで処理すること。

(4) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域とその周辺には、自然植生及び保安林等の重要な自然環境が存在しており、地形改変による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。また、低周波音、風切音等により動物等の活動域が住居地域へ下がることにより農作物への影響も懸念される。このため、風力発電設備等の配置に係る検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、動植物の生息・育成状況についても適正に調査し、その結果を踏まえ、動植物及び生態系への影響が回避又は極力低減されるよう、風力発電設備等の配置を検討すること。

(5) 景観について

事業実施想定区域とその周辺には、雲月山を始めとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在し、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価に基づき、風力発電機器の色を環境融和塗装にするなど、景観を損なわない方法の検討や、専門家等の助言、地域住民及び利用者等の意見も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域周辺に近接して「若生まなびや館」等が位置することから、工事中及び供用時の騒音等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置の検討に当たっては、利用の状況に関する調査を行い、専門家等の助言に加え、地域住民や他の利用者等、関係地域の意見を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。

(7) 累積的な影響について

事業実施想定区域とその周辺においては、本事業者による同種の風力発電設備が設置・稼働中であることから、これらの風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、本事業との累積的な環境影響評価について、予測及び評価を実施すること。とりわけ、風力発電設備が集中することが想定される地域については、より慎重に実施すること。

以上